

平成 14 年度第 1 回杉並区外部評価委員会次第

平成 14 年 9 月 11 日午後 3 時

西棟 6 階第 5 会議室

- | | | | | | |
|---|-------|------------------|---------------|--------|-------|
| 1 | 開 | 会 | 横山副参事（行政評価担当） | | |
| 2 | 区 | 長 | 区 | 長 | |
| 3 | 区 | 出席者紹介 | 横山副参事 | | |
| 4 | 委 | 員 | 紹介 | （自己紹介） | |
| 5 | 会 | 長 | 選 | 出 | 横山副参事 |
| 6 | 会 | 長 | 挨 | 拶 | |
| 7 | 会 | 長 | 職務代理者指名 | 会 | 長 |
| 8 | 議 | 事 | 会 | 長 | |
| | (1) | 事務局説明 | | | |
| | | 委員会の運営全般について | 政策経営部長 | | |
| | | 杉並区の行政評価全体像について | 横山副参事 | | |
| | | 外部監査について | 総務課長 | | |
| | | 入札監視委員会について | 経理課長 | | |
| | | 当面の課題とスケジュール | 横山副参事 | | |
| | (2) | 意見交換 | | | |
| | | ・事務局説明等について質疑・意見 | | | |
| | (3) | その他 | | | |
| 9 | 閉 | 会 | | | |

杉並区外部評価委員会設置要綱

平成 14 年 9 月 6 日
杉政企発第 77 号

(設置)

第 1 条 区における行政評価制度を第三者の立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、政策実現手段としての入札及び契約手続の公正性、透明性を確保するため、杉並区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区による行政評価の結果について、意見をまとめ公表すること。
- (2) 行政評価制度の改善等に関すること。
- (3) 個別外部監査のテーマの選定に関すること。
- (4) 入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関すること。
- (5) 入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 5 名をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者及び区在住の専門家等のうちから区長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、会長に委員会の開催を求めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第 6 条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、政策経営部企画課・経理課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 9 月 11 日から施行する。

外部評価委員会の役割

(1) 【区による行政評価の結果について、意見をまとめ公表すること】

行政内部での自己評価による行政評価を、外部委員会の目で客観的に評価し、専門的に検証することにより、杉並区の行政評価全体の質と信頼性を高める。

(2) 【行政評価制度の改善に関すること】

行政評価制度は、杉並区では平成11年度の事務事業評価制度の実施から年度を追って経験を深めてきたが、全国的にまだスタートして間もない分野であり、行政執行の見直しのシステムとしてさらに改善を積み重ねていかなければならない。外部評価委員会は、専門的な第三者機関として、制度の改善に向けた助言を行う。

(3) 【個別外部監査のテーマの選定に関すること】

行政評価を行った事項から、外部評価委員会が個別外部監査のテーマ（対象候補）を選定することにより、個別外部監査を効率よく進め、且つ個別外部監査によって行政評価の検証を行い、行政評価の充実と事務の改善など行政の効率化に寄与する。

(4) 【入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関すること】

公共工事の入札・契約に関する一連の入札過程とその結果について、1年間の実施状況一覧表等（入札方式別件名、契約金額、入札経過調書等）の資料をもとに、総括的講評と個別抽出案件について意見や助言などの客観的評価を行う。

(5) 【入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関すること】

公共工事の入札・契約に関して、入札参加希望者で資格要件がないと判断された者、入札参加者で落札者となれなかった者又は契約の履行確認検査等における結果や成績評定などに不服のある者（利害関係者）からの苦情・不服の申立てがあり、契約担当者の事前説明でもなお不服がある者について、その苦情の内容や方策について公正中立の立場から審議する。

杉並区外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
せ ぐち きよ ゆき 瀬 口 清 之	日本銀行政策委員会室調査役
ね だて のぶ こ 根 建 伸 子	株式会社キャリアネットワーク取締役 財団法人21世紀職業財団(労働省)「ポジティブアクションを促進するための研究委員会」委員
まち だ こう ぞう 町 田 幸 威	日本公認会計士協会杉並地区会副会長 前財団法人杉並区まちづくり公社監事
やま もと きよし 山 本 清	国立学校財務センター研究部教授 (前岡山大学経済学部教授) 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員
よし かわ とみ お 吉 川 富 夫	財団法人東京市政調査会研究部次長 中央大学大学院公共経済学兼任講師

会議録中、委員名は原則として「会長」または「委員」と表記されています。

杉並区の行政評価の全体像について

- 杉並区の政策・施策評価や外部評価等のあり方を検討してきた行政評価検討委員会から、平成14年6月に、報告書「杉並区行政評価システムについての提言」が提出され【参考1 報告書】、この提言を踏まえ、以下のように総合的体系的な行政評価を構築することとした。
- これに向け、平成14年度は、政策評価・施策評価の試行を行う。

1 行政評価の目的

(1) 成果重視の行政への転換

行政評価は、一定の基準や指標に基づき、政策、施策、事務事業の妥当性、それらの達成度や成果を測定するものであり、なかでも政策・施策評価は、おもに「21世紀ビジョン」と「基本計画」の達成度や政策・施策の成果を測り、その着実な推進のために実施するものとする。

(2) 効率的で質の高い行政の実現

行政評価の内容は、政策や施策、事務事業の選択、さらには予算の編成や組織・人員の配置について検討する際に、判断の材料として活用し、効率的で質の高い行政の実現に資するものとする。

(3) 説明責任の徹底

行政評価は、区がその活動内容（経営状況）を区民に説明し、区民の理解を得るために活用するとともに、区民による政策論議を高め、区政への参画を促進させる手段としていく。

2 行政評価の基本的な仕組み

(1) 行政評価の構成と内容

行政評価の構成は、杉並区の基本計画の体系に基づき、政策、施策、事務事業の評価の3階層とする。評価においては、それぞれの階層に適した評価の手法をもちいるとともに、総合的で体系化されたシステムとする。

① 政策評価

政策評価の実施にあたっては、目標の設定とその達成度、それによる効果と経費等を評価したうえで、政策を達成するための施策の見直しを行い、政策の改善をめざす。

② 施策評価

施策評価の実施にあたっては、目標の設定とその達成度、それによる効果と経費等を評価したうえで、施策のための具体的な活動である事務事業の見直しを行い、施策の改善をはかっていく。

③ 事務事業評価

事務事業評価は、事務事業の効率性などの評価だけではなく、どの事務事業がどの程度、政策・施策の成果向上に貢献しているかなど、関連性を踏まえた評価を行う。

(2) 3つの評価の関係

政策、施策、事務事業は、それぞれが目的と手段という密接な関係にあり、評価においても、その関係を重視しなければならない。政策評価は施策の影響を受け、施策評価は事務事業に影響される。逆にいえば、政策の効果をあげるためには、施策や事務事業の構成が重要となる。

したがって、区政全般を評価し、さらにその生産性を高めるために、政策、施策、事務事業を総合的に評価し、各レベルを体系的かつ継続的に見直していく。

(3) 政策評価・施策評価の方法

① 目標設定と目標達成状況の測定

- ・ 政策評価・施策評価は、主として指標に沿った目標の設定と達成確認により事業の進捗度をみることにより行う。
- ・ 目標設定は、「組織の果たすべき役割」、「長期的目標」、「当面の達成目標」などで構成する。「当面の達成目標」は、できる限り指標(政策指標、施策指標)に沿った目標値を設定することとする。
- ・ 目標達成状況の測定は、政策指標、施策指標で測定するとともに、必要に応じて他のデータも用いる。

② 政策指標・施策指標

- ・ 政策指標については、検討委員会より、区民のわかりやすさなどを考慮した30の指標(6分野各5つの指標)を「杉並区政チェックリスト」とするよう提案があった。提案は、区民の関心度に応じて政策指標を掲げ、改善すべき課題やさらに発展させるべき課題の把握に結び付けていくことであり、これらを尊重し、杉並区の政策評価に用いていく。
- ・ 施策指標は、1つの施策に対し2～3つの指標を設定することとし、各所管課と調整して182指標を取りまとめている。
- ・ 指標の数値取得が想定以上に困難である場合や、より適切な指標が考えら

れる場合などには、柔軟に指標を見直していく。

③ 評価表

- ・ 政策評価・施策評価は、それぞれ次の各評価表に基づいて行う。
- ・ 政策評価

政策評価表A……分野の目標、政策指標の状況、分野コスト、分野を構成する政策の状況などを把握し、政策分野の評価を記載する。

政策評価表B……政策の目標、政策のコスト、政策を構成する施策の状況などを把握し、政策項目の評価を記載する。

- ・ 施策評価

施策評価表A……施策の目標、施策指標の状況、施策コストなどを把握し、施策の評価を記載する。

施策評価表B……施策を構成する事務事業の状況を記載する。

3 庁内の評価体制

(1) 政策評価・施策評価の担当部課

事務事業は所管の部課が明確になっているが、政策、施策は様々な施策や事務事業によって構成され、所管部課が一つとは限らない。各政策・施策項目の評価を進める所管を明確にするため、各項目の担当部課を指定する。評価のための情報収集などは担当部課が受け持つて行う。

(2) 総括組織

政策・施策評価等の内部の評価について、各所管組織で評価した後、評価の全体を総括する内部組織を設け、総括的な評価をした上で、年次報告をまとめる。

4 外部評価等

(1) 外部評価委員会

行政評価の客観性を担保するために、区の内部評価の結果について、第三者機関である「外部評価委員会」を設置して外部評価を実施する。

外部評価委員会は、①区による評価結果を再評価して意見をまとめ公表する、②行政評価の仕組みの改善について意見を述べる、③新たに制度化された個別外部監査の対象の選定などについても、外部評価の結果に基づき意見を述べるができる、ものとする。

また、委員会は学識経験者、区在住の専門家等からなる5人の委員で構成し、任期は2年間とする。

(2) 公表、年次報告

行政評価について、区民に情報提供するため、それぞれの評価表だけでなく、評価結果をグラフや表にわかりやすくまとめるなど年次報告として整理し、公表する。

(3) パブリックコメント

区民が、公表された行政評価の結果について意見を述べることができるパブリックコメントの制度を整備する。

5 平成14年度の行政評価の取り組み

(1) 政策評価・施策評価の試行

- ・ 政策評価・施策評価は未知の領域である。構想した評価の仕組みが目的どおり機能するか否か、実施しながら検証し、柔軟に見直していく必要がある。そこで、平成14年度は、全事務事業評価に加え、政策評価・施策評価を試行実施する。
- ・ 具体的には、分野担当部が、政策評価は各分野の政策の内から1つの政策を選定し、対象とする。施策評価については、評価対象とした政策に連なる全ての施策を対象として行う。
(参照 6頁 平成14年度政策評価試行の流れ、同対象)
- ・ 担当部課による評価後、全庁的な総括組織(14年度は行革本部行政評価部会)が行う総括的な評価では、政策評価・施策評価の仕組みについても十分検証する。

(2) スケジュール

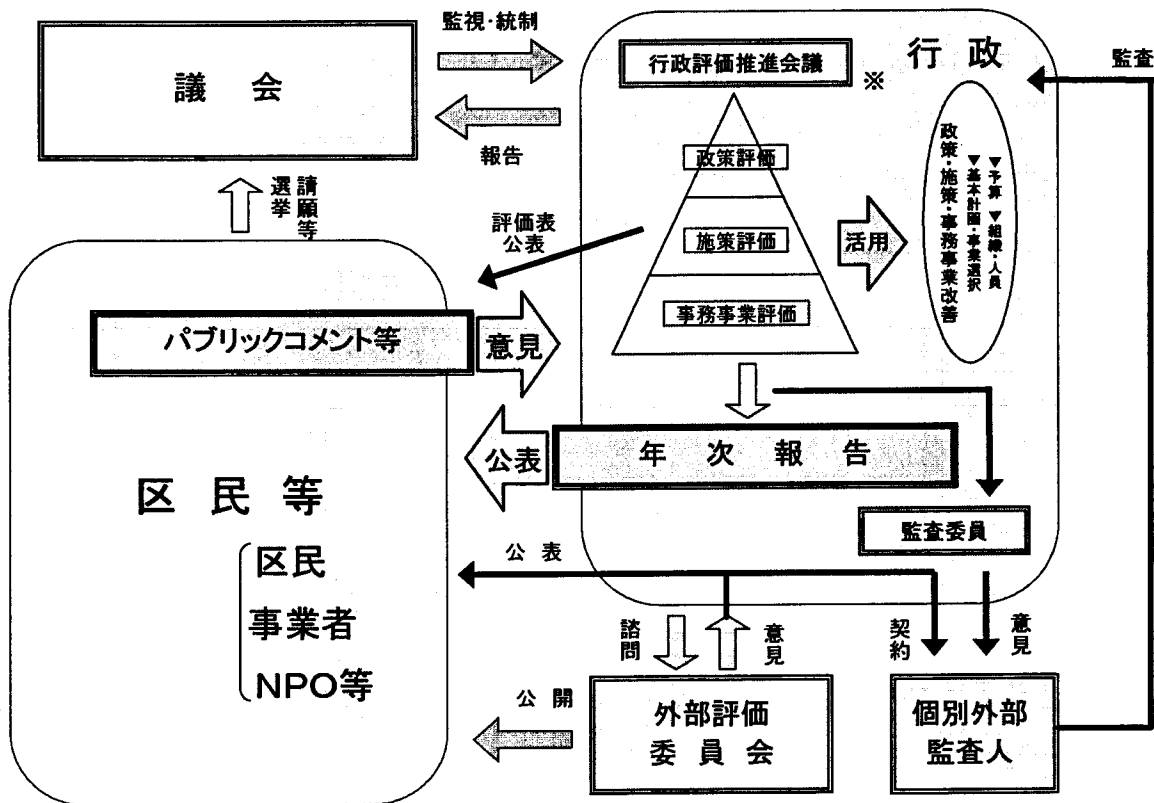
14年7月25/26日	行政評価説明会
14年8月5日	管理職行政評価説明会
14年8月	外部評価委員会の設置
14年9月30日	行政評価〆切
14年10～12月	政策・施策評価の検証 分析・整理
15年2月	行政評価公表

【参考】

■ 行政評価の区分の概要

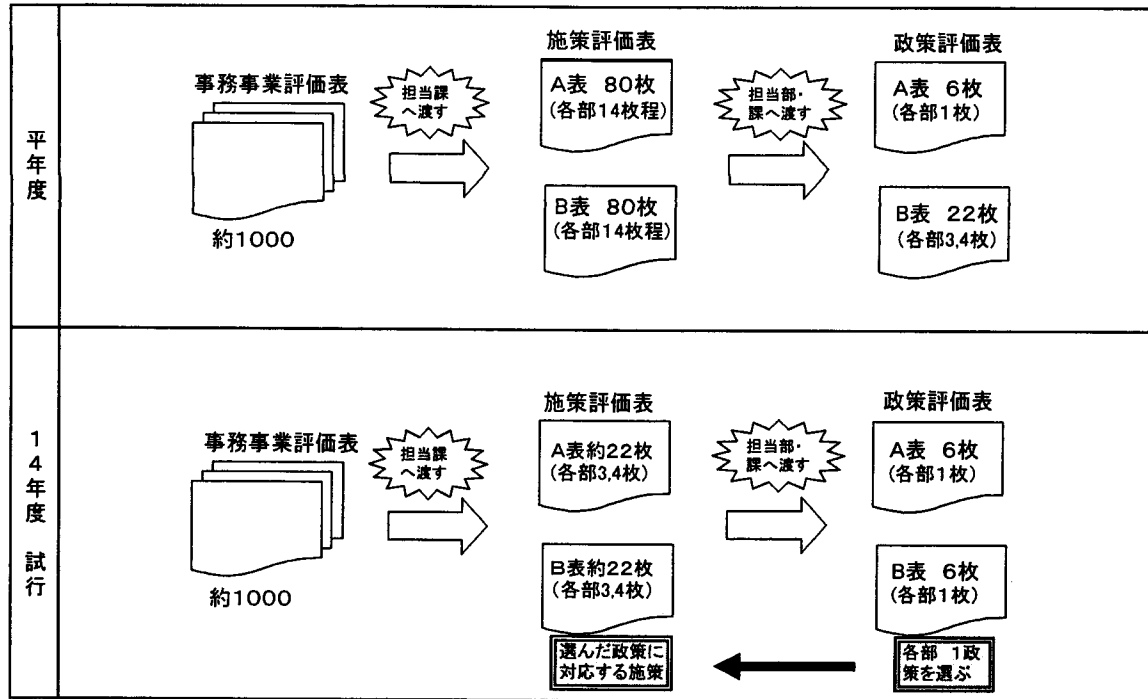
区分	対象	指標	目的	主な担当部門
杉並区行政評価	政策評価 基本計画 6分野 ←-----→ 22政策項目	杉並区政チェックリスト 政策指標-30 (5指標×6分野)	基本構想・基本計画の達成度確認 区政の状況報告 政策・施策の選択 施策の優先順位付け	総括的な組織 各政策担当部
	施策評価 基本計画 80施策項目	施策指標-182	施策の有効性 事務事業の優先順位付け	各部 各施策担当課
	事務事業評価 全ての事務事業 (約1000事業)	各事業ごとに 活動指標-2 成果指標-2	事務事業の有効性 事務事業の効率化	各部 各課係

■ 杉並区における行政評価運用のイメージ



※ 行政評価推進会議は、杉並区役所内の行政評価総括組織を想定している。

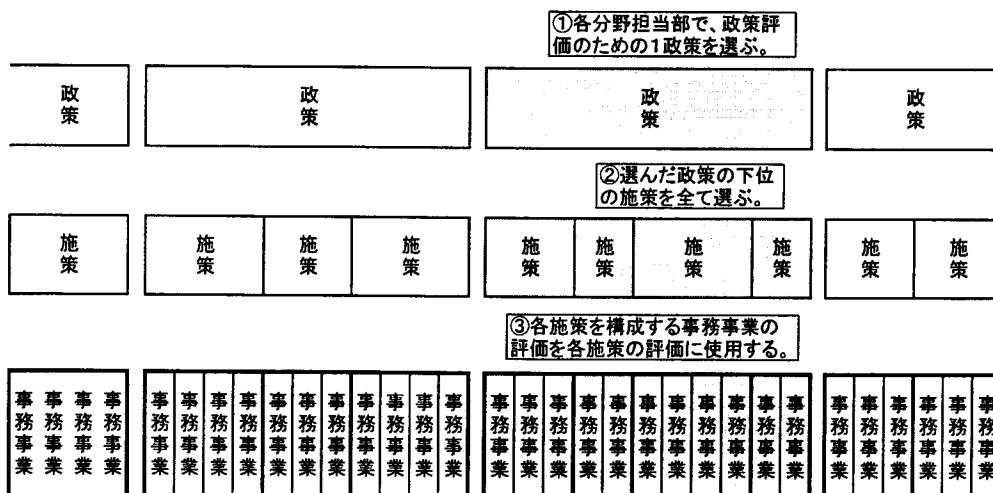
■ 平成14年度政策評価試行の流れ



■ 平成14年度政策評価試行の対象

※今年度試行評価する政策・施策を選ぶ。

分野



■ 試行政策評価の対象

外部監査制度の概要について

1 包括外部監査と個別外部監査

地方自治体の外部監査には包括外部監査と個別外部監査がある。

(1) 包括外部監査

年度を契約単位とした監査であり、包括外部監査人は、一定の監査範囲の中からテーマを決めて、年1回以上の監査を実施する。

(2) 個別外部監査

自治法で認められた議会、長又は住民からの監査の請求や要求に基づいて実施する。監査対象は下表のとおり。

監査事項一覧

監査事項	根拠規定	監査委員の監査	外部監査人の監査	
			包括監査	個別監査
財務監査（定期監査）	第199条1項、4項			
財務監査（随時監査）	第199条1項、5項			
行政監査	第199条2項			
決算審査	第233条2項			
例月出納検査	第235条の2 1項			
基金の運用状況の審査	第241条5項			
財政援助団体等の監査	第199条7項			
（長の要求）	第199条7項			
指定金融機関等の監査	第235条の2 2項			
（長の要求）	第235条の2 2項			
事務監査 住民の請求	第75条1項			
議会の請求	第98条2項			
長の要求	第199条6項			
住民監査請求	第242条1項			
職員の賠償責任監査	第243条の2 3項			

2 外部監査人の資格

「地方自治体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」であって、次のいずれかに該当する者

弁護士

公認会計士

国の会計検査院OB、地方自治体の監査事務局のOB等

税理士

3 外部監査人の任期

(1) 包括外部監査

会計年度ごとに契約を締結し、当該会計年度ごとにその監査契約が終了する。

(2) 個別外部監査

案件ごとに契約を締結し、任期はその契約が終了する時となる。

杉並区外部監査契約に基づく監査に関する条例

平成 14 年 3 月 19 日

杉並区条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 27 第 1 項に規定する個別外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(個別外部監査契約に基づく監査)

第 2 条 区民のうち法第 75 条第 1 項の選挙権を有する者は、同項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて同法第 252 条の 27 第 3 項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることを求めることができる。

2 杉並区議会は、法第 98 条第 2 項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

3 区長は、法第 199 条第 6 項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

4 区長は、次に掲げるものについての法第 199 条第 7 項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

(1) 杉並区（以下「区」という。）が法第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの

(2) 区が出資しているもので地方自治法第 199 条第 7 項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの

(3) 区が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの

(4) 区が受益権を有する信託で法第 199 条第 7 項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの

(5) 区が法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るもの

5 区民は、法第 242 条第 1 項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

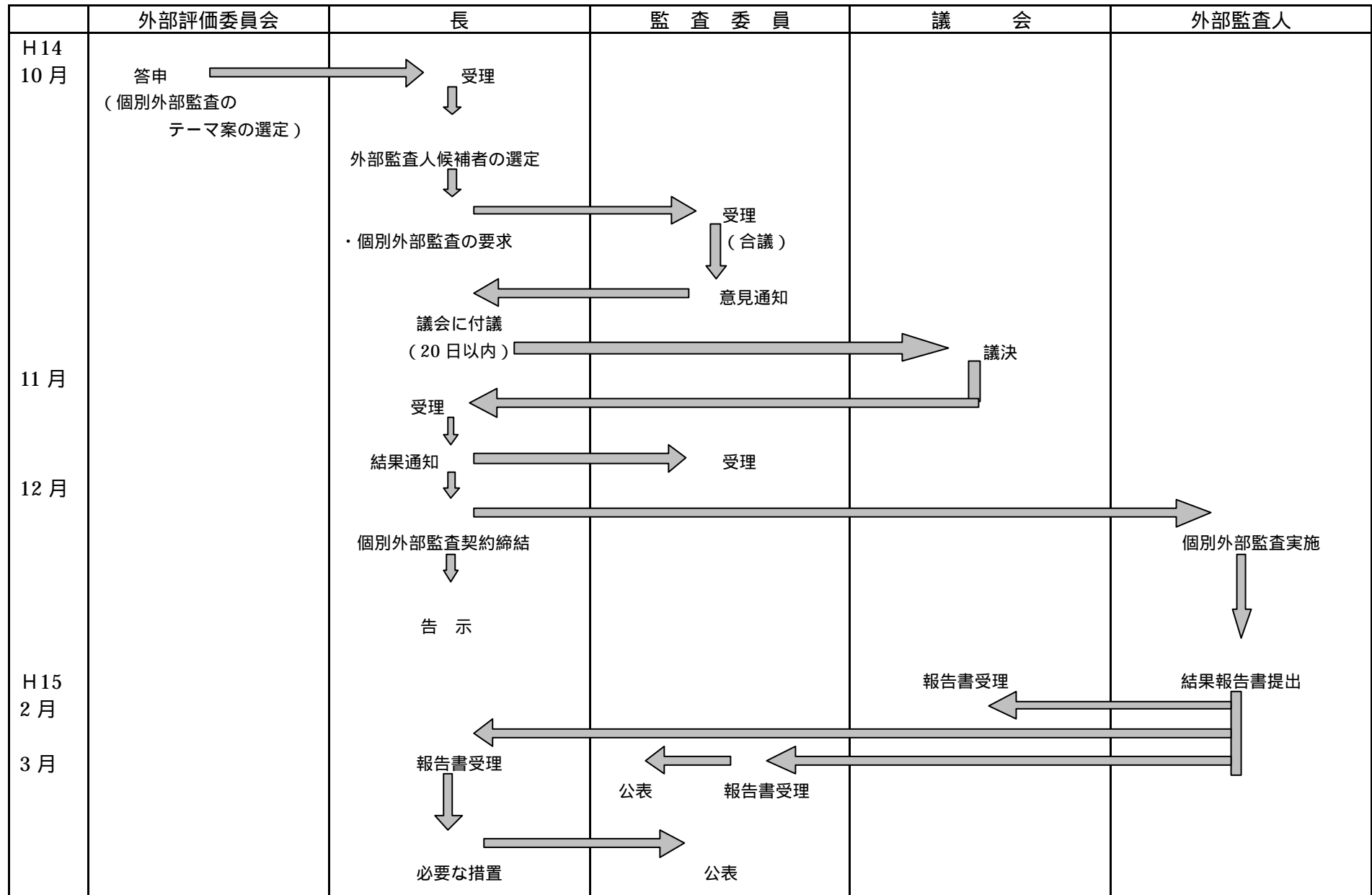
附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

外部監査制度導入状況 (23区)

区名	導入状況			導入内容		備考
	導入中	導入予定	当面予定なし	包括	個別	
千代田						
中央						
港						13年度から導入。個別は実績なし。
新宿						
文京						12年度から導入。個別は実績なし。
台東						
墨田						
江東						
品川						
目黒						平成14年度から導入。個別は予備費で対応。
大田						
世田谷						
渋谷						
中野						
杉並				-		平成14年度から導入。
豊島					-	平成12年度から導入。
北						
荒川					-	平成13年度から導入。
板橋						
練馬						
足立						
葛飾						
江戸川						
計	6区	0区	17区			

外部監査制度の流れ図（外部評価委員会からの流れ）



外部監査制度導入区市(都内)の監査テーマ

区市名	年度	監査テーマ(いずれも包括)
港	13年度	住宅事業に係る財務及び運営管理について ・(財)港区スポーツふれあい文化健康財団の経営管理について
	14年度	高齢者介護施設等の財務事務と運営について ・学校給食に係る財務管理と運営のあり方について
文京	12年度	行政サービスコスト管理の検討について(出先機関) 事務委託等の検討について
	13年度	補助金等の検討について 未収金等債権管理の検討について
	14年度	行政サービスコスト管理の検討について(庁内) 財産の管理状況の検討について
目黒	14年度	補助金に関する事務の執行について ・区出資の財政援助団体のうち、規模が大きく援助金が多額な団体(3団体)の財務事務及び経営管理について
豊島	12年度	公社の財務事務及び経営管理について 情報システムの財務事務及び管理運営について
	13年度	高齢者福祉に関わる公の施設の管理について 図書館運営について
	14年度	保育事業に関する財務事務の執行について ・区立住宅に関する財務事務の執行について
荒川	13年度	区の出資財団(3団体)の経理について
	14年度	区立特別養護老人ホーム(併設施設を含む)の管理運営委託について
八王子	11年度	委託料に関する事務の状況について
	12年度	土地の管理状況等について 補助金の執行状況について 財政援助団体等の出納その他の事務の執行状況について
	13年度	清掃事業における事務の執行等について 市営住宅の建設及び管理に関する事務の執行等について
	14年度	公用財産及びそれに準ずる借用財産の維持管理等における事務の執行等について

外部評価委員会資料
平成14年9月11日

入札・契約制度と外部評価について

～公正性・透明性の向上を求めて～

平成14年9月

杉並区政策経営部経理課

1 入札・契約制度の基本的考え方

杉並区では、これまで予定価格の事前公表、低入札価格調査制度の導入、現場説明会の廃止、談合情報の取扱いに関する規程の策定や指名停止基準の一層の厳正化、不正行為に対する措置の公表など、区の姿勢を明確にしています。

また、区では、電子自治体の構築をめざして、IT を活用したさまざまな取り組みを始めています。その一環として、入札・契約制度の適正化や実務の迅速化を通じてコスト縮減を図っていくため、平成16年度の電子入札の本格稼働を前提として現在、準備を進めています。

こうした中で、区では、入札・契約適正化法の施行を契機として、制度の透明性や競争性・客観性の一層の向上を図るため、次のような基本的考え方に基づき入札・契約制度の改善に取り組んでいます。

(1) 入札関連情報を積極的に公表すること。

入札関連情報は、予定価格の事前公表を含め、すべてホームページ上で公表することとし、透明性を高めています。

(2) 指名競争入札を抑制し、条件付一般競争入札を拡大すること。

競争性を高め、コスト縮減を実現していくため、一定条件の下に入札参加者の規模を拡大し、併せて、その匿名性を確保しています。

入札公告をホームページ上で公表し、申請手続きを一部電子化しています。

(3) 違法・不公正な入札を排除し、入札及び契約秩序を確保すること。

談合、ダンピングといった違法・不公正な行為が疑われるときは、入札を留保又は中止し、指名停止・公表などペナルティの措置を厳しくしています。

違法行為による契約解除及び損害賠償請求が迅速に実現できるよう契約で特約しています。

(4) 事業者の履行の確保と適正な評価を実践すること。

契約事業者の履行を確保するため、一定価格以上の契約保証金を一般より引き上げています。

工事成績評定制度について、事業者の姿勢や技術・能力をより客観的に評価し、不良不適格業者を排除するため、評定事項を細分化して実践しています。

(5) 区内事業者への適切な支援策を講じること。

区内中小事業者の受注機会を確保するため、過度の地域要件を廃しつつ、制度の趣旨や合理性を損なわない範囲で支援策を講じています。

2 入札・契約制度の概要

(1) 契約締結の根拠法令、形態

根拠法令

- ・ 地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項
- ・ " 施行令第 167 条～第 167 条の 15
- ・ 杉並区契約事務規則

条件付一般競争入札

- ・ 予定価格 3 千万円以上の工事及び委託案件
- ・ 予定価格 1 千万円以上の物品案件

指名希望制指名競争入札

予定価格 2 千万円以上 3 千万円未満の工事案件

指名競争入札

- ・ 予定価格 130 万円を超え 2 千万未満の工事案件
- ・ 予定価格 50 万円を超え 3 千万円未満の委託案件
- ・ 予定価格 80 万円を超え 1 千万円未満の物品案件

随意契約

- ・ 予定価格 130 万円以下の工事案件
- ・ 予定価格 50 万円以下の委託案件
- ・ 予定価格 80 万円以下の物品案件

(2) 入札の方法

予定価格 250 万円以上の年間工事発注予定表を区公式ホームページ及び経理課掲示板に掲載（平成 14 年 4 月実施）

予定価格の事前公表（平成 13 年 4 月実施）

・ 予定価格 2 千万円以上（平成 15 年 4 月から予定価格 130 万円以上）の工事案件
現場説明の効率化（平成 13 年 4 月実施）

現場説明を廃止し、入札関係図書は、郵便、宅配便、FAX で送付する。

郵送による入札（平成 14 年 4 月実施） 条件付一般競争入札対象案件

発注案件の公告を区公式ホームページに掲載し、入札参加申し込みは、メール又はファックスで受け付ける。入札参加業者は、入札書を杉並郵便局留で提出する。

予定価格の事後公表(平成 10 年 1 2 月実施)
予定価格 130 万円を超え 2 千万円未満の工事
(区公式ホームページ、経理課契約担当窓口)

(3) 競争入札参加資格審査委員会の設置 (昭和 52 年 5 月実施)

(根拠) 競争入札参加資格審査委員会規程

一般競争入札に参加できる者の参加条件を設定する。

1 号委員会 委員長 助役、委員 4 名

1 億 5 千万円以上の契約案件 (物品は 4 千万円以上)

2 号委員会 委員長 政策経営部長、委員 5 名

3 千万円以上 1 億 5 千万円未満の契約案件 (物品は 1 千万円以上 4 千万円未満)

3 号委員会 委員長 助役、委員 4 名

「杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準」に基づく業者への措置

(4) 低入札価格調査制度の導入(平成 13 年 4 月実施)

(根拠)杉並区低入札価格に関する調査規程

低入札価格審査委員会 委員長 政策経営部長、委員 3 名

- ・ 予定価格 2 千万円以上の工事案件が対象
- ・ 低入札価格審査委員会において契約締結の可否を審査

低入札価格調査制度とは、調査基準価格 (最低制限価格に相当する価格) 未満で応札した者に対して、その者の有する技術力や経営状況等を調査し、履行の可否を判断することである。

(5) 談合等の不正行為の排除

(根拠) 杉並区談合情報取扱規程

談合情報検討委員会 委員長 助役、委員 4 名

談合情報取扱規程の導入 (平成 1 2 年 1 2 月実施)

公正な競争を確保するため、談合情報に対する取扱いについて規定

標準契約書の改正 (平成 1 4 年 4 月実施)

独禁法違反による審決の確定、課徴金の納付命令等が出された場合等に不正行為の排除を徹底するため、契約解除による違約金及び迅速な損害補填を図るための損害賠償の額をあらかじめ約定する。

指名停止基準の改正（平成14年10月改正）

不正・違法な入札を防止するため、談合等の独禁法違反者等に対する指名停止基準の強化

(6) 区内業者支援策

予定価格500万円未満（平成13年度までは300万円）の案件は、原則として区内に営業本拠地のある法人又は個人事業主を指名する。

(7) 電子入札の導入

導入の目的

一般競争入札の適用範囲の拡大に伴う事務量への対応

区民サービス、透明性、公正性の向上

事業者の利便性の向上による効率化とコスト縮減

東京都、区市町村で電子入札システムを共同開発するための、「都区市町村電子自治体共同運営協議会準備会」が発足し、杉並区も参加している。電子入札システムは、16年度中に稼働予定。

(8) ホームページ（入札のお知らせ）の開設（平成14年4月実施）

電子入札の一環として区公式ホームページに入札・契約制度に関する情報を掲載している。

掲載項目 条件付一般競争入札の発注案件の公告、全ての入札結果（入札経過調書、工事概要書、指名理由）、入札書等の書類様式、区からのお知らせ情報

3 外部評価機能のあらまし

入札・契約手続の公正性・透明性を向上させていくため、第三者の意見や評価とともに、入札過程における非落札者等の利害関係者からの苦情に対する審議・公表を通じて、その客観性をさらに高めていくため、総合的な入札監視委員会として杉並区外部評価委員会を設置するものです。

委員会における審議事項は、次のとおりとします。

定例審議

(1) 定例会の開催

入札・契約制度の運用状況について、原則として毎年度1回、定例会を開催する。

(2) 審議の対象

予定価格130万円以上の発注工事とする。

(3) 審議方法

区は、入札方式別に、工事件名、業種、工期及び契約金額を記載した発注工事一覧を委員会開催日の概ね1ヶ月前までに委員会に提出する。

委員会は、審議対象とすべき事案又は制度若しくは運用方法等について、区から必要な説明を聴取する。

委員会は、入札参加資格の設定、事業者の選定方法の適否等、必要と認められる事項について審議する。

(4) 審議内容の公表

委員会は、審議終了後、その概要について公表する。

苦情処理審議

(1) 委員会の開催

区は、予定価格130万円以上の発注工事における入札・契約手続について、利害関係者からの苦情申立があり、契約担当者による事前審査による回答によってもなお不服がある場合、利害関係者の再申立により、委員会の開催を求めるものとする。

(2) 審議の対象となる利害関係者及び申立の範囲

区 分	利 害 関 係 者	苦 情 申 立 の 範 囲
1	総合評価一般競争入札 総合評価の結果、落札者とされなかった者	落札者とされなかった理由
2	条件付一般競争入札 及び 希望型指名競争入札 入札参加を希望した者のうち、入札参加資格がないと判断された者	入札参加資格がないと判断された理由
	調査基準価格を下回った入札について、調査の結果、履行能力がないと判断された者	履行能力がないと判断された理由
3	検査・工事成績評定を受けた者で不服のあるもの	検査・工事成績評定の事項

(3) 委員会の運営

委員会は、苦情申立事案について、必要に応じて申立人及び区の説明を求めることができるものとする。

(4) 審議結果の公表

委員会は、審議結果を申立人に通知するものとし、その概要について公表する。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進 に関する法律の概要

目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

- ①透明性の確保
- ②公正な競争の促進
- ③適正な施工の確保
- ④不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

(1) 毎年度の発注見通しの公表

- ・発注工事名・時期等を公表
(見通しに変更された場合も公表)

(2) 入札・契約に係る情報の公表

- ・入札参加者の資格、入札者・入札金額、
落札者・落札金額 等

(3) 施工体制の適正化

- ・丸投げの全面的禁止
- ・受注者の現場施工体制（技術者の配置・
下請の状況等）の報告
- ・発注者による現場の点検等

(4) 不正行為に対する措置

- ・不正事実（談合等）の公正取引委員会、
建設業許可行政庁への通知

各発注者が取り組むべき ガイドライン

(1) 「適正化指針」の閣議決定

- ・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が
共同で案を作成

(2) 主な内容

- ①第三者機関によるチェック
- ②苦情処理の方策
- ③入札・契約の方法の改善（一般競争・
指名競争の適切な実施）
- ④工事の施工状況の評価
- ⑤その他
 - ・不良不適格業者の排除
 - ・ダンピングへの対応
 - ・入札・契約のIT化の推進 等

発注者は、指針に従い、
入札・契約の適正化を推進

職員に対する教育

建設業者に対する指導 等

「適正化指針」のフォローアップ

- ・毎年度、取組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

<平成13年度の入札・契約から適用>

適正化指針の概要

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、公共工事の発注者である国、特殊法人等、地方公共団体が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るため取り組むべきガイドラインとして定める。

国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、各発注者の取組み状況について、毎年度、調査し、結果を公表し、指針に照らして特に必要のある場合は改善を要請する。

なお、特殊法人等以外の法人についても、建設工事の入札及び契約の適正化を図る観点から、所管省庁又は地方公共団体は、法及び指針の周知徹底等適切に監督を行う。

1 透明性の確保

(1) 情報の公表

入札及び契約に係る情報は、原則としてすべて公表することとし、法律による義務付け事項以外の、次に掲げる事項についても公表。

- ① 競争参加者の客観点数、主観点数及びそれらの合計点数並びに順位
- ② 等級区分を定めたときの基準
- ③ 予定価格及び積算内訳
- ④ 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格
- ⑤ 低入札価格調査の結果の概要
- ⑥ 第三者機関の設置・運営の概要及び議事の概要
- ⑦ 苦情処理の方策の概要
- ⑧ 指名停止に係る者の名称、期間及び理由 等

なお、予定価格については、国は、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合において、契約締結後に、公表。地方公共団体は、入札前においても予定価格の公表可。

(2) 第三者の意見を適切に反映する方策

入札及び契約手続きに関し、学識経験者等の第三者からなる入札監視委員会等の第三者機関の設置等の方策を講ずること。

当該機関においては次に掲げる事務を行う。

- ① 入札契約手続の運用状況について発注者から報告を徴収
- ② 一般競争参加資格の設定、指名の経緯等に関する審議
- ③ 発注者に対する意見の具申

なお、第三者機関は、共同設置や既存組織（監査委員制度）の活用も可能であること。

2 公正な競争の促進

(1) 入札及び契約の方法の改善

公正な競争を促進するために次に掲げる事項について取り組むこと。

- ① 一般競争入札については、資格審査の体制整備等を図りつつ適切に実施、指名競争入札については、受注者の意向を確認して行う公募型指名競争入札等を適切に実施すること
- ② VE（Value Engineering）方式等の民間の技術提案を受け付ける方式及び安全性、環境、交通の確保等価格以外の要素を重視すべき工事について総合評価方式を活用すること
- ③ いわゆる地域要件については、過度に競争を制限することとならない運用とすること
- ④ 中小・中堅建設業者に対する受注機会の確保を図るとともに、共同企業体準則の策定等によりJV制度を適切に活用すること
- ⑤ 分離発注を適切に実施すること
- ⑥ 談合等の不正行為やダンピング防止等の観点から、入札金額の内訳の提出を求めるように努めるべきこと
- ⑦ 積算を適正に行うとともにいわゆる歩切りは厳に慎むべきこと

(2) 苦情処理システムの整備

入札契約に関し、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、発注者が、まず、入札契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服のある者については、第三者機関による審議等、中立・公正に不服を処理する方策を講ずること。

3 談合その他の不正行為の排除の徹底

(1) 談合情報への適切な対応

入札談合があると疑うに足りる事実があるときは公正取引委員会への的確に通知するとともに、談合情報への対応要領の策定、公表を行うこと。

(2) 一括下請負等建設業法違反への適切な対応

一括下請負等があると疑うに足りる事実があるときは建設業許可行政庁等への的確に通知するとともに、施工体制の把握に係る要領の策定、公表を行うこと。

(3) 捜査機関等との連携

入札契約に関する不正行為があるときは、その内容に応じ警察本部その他の機関へ通知すること。特に、暴力団関係企業の排除のため、警察本部との情報交換等の緊密な連携を図ること。

(4) ペナルティの厳正な運用

指名停止が恣意的に行われないう、あらかじめ指名停止基準を策定、公表すること。また、指名停止の相手方の名称、期間、理由等を公表すること。

談合による損害額の認定が可能な場合においては、損害賠償の請求を行うよう努めること。

(5) 談合への発注者の関与の防止

発注者が談合に関与することはあってはならないことであり、法及び適正化指針に基づく入札及び契約の手續の透明性の向上により、不正行為の起こりにくい環境を整備すること。

4 公共工事の適正な施工の確保

(1) 公共工事の施工状況の評価

受注者を適正に選定するため、工事成績評定を行うように努めること。工事成績評定に当たっては、あらかじめ要領を策定、公表すること。工事成績評定の結果を、受注者に対し、通知するとともに、公表すること。

工事成績評定に対する苦情については、発注者が適切に説明するとともに、さらに不服のある者については、第三者機関による審議等、中立・公正に処理する方策を講ずること。

(2) ダンピングの防止

ダンピングは、建設業の健全な発達を阻害するとともに、手抜き工事、下請けへのしわよせ等につながりやすいことから、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用によりダンピング受注を排除すること。

低入札価格調査については、調査内容の明確化等により適切に実施し、当該制度の活用を図ること。また、当該調査の結果の概要を公表すること。

(3) 施工体制の把握の徹底等

公共工事の品質の確保の観点から、監督及び検査についての基準を策定、公表するとともに、現場の施工体制を的確に把握するための要領の策定等により監督を実施すること。

また、疎漏工事の誘発の防止等の観点から、施工体制台帳の活用等により、元請下請を含めた適正な施工体制が確保されるよう指導すること。

5 その他

(1) 不良・不適格業者の排除

建設業の健全な発達を図り、公共工事における不正行為を排除する観点から、いわゆるペーパーカンパニー等の不良・不適格業者を排除するため、次に掲げる措置を講ずること。

- ① 入札、工事の施工等の各段階における発注者支援データベースの活用等による監理技術者の現場専任の確認
- ② 工事施工前の監理技術者資格者証の確認
- ③ 立入り点検による監理技術者の専任の状況の確認等

(2) ISO の活用に関すること

公共工事の品質確保に効果的な ISO9000 シリーズの認証取得の促進を図ること。

(3) IT化の推進等

IT化の推進による業務運営の効率化、競争性の向上等を図ること。また、入札及び契約に関する情報の公表に関しインターネット等を活用すること。

さらに、入札に参加しようとする者の負担軽減等のため、入札契約に係る図書の簡素化や資格審査等の手続の統一化に努めること。

(4) 発注者相互の連絡、協調体制の強化

公共工事の発注者相互の連絡、協調体制の一層の強化を図ること。

(5) 留意事項

- ① 特殊法人等及び地方公共団体の自主性の配慮
- ② 公団等の受託制度等の活用による業務執行体制の整備（小規模市町村等）

外部評価委員会の当面の課題とスケジュール

第1回(9月11日)、第2回(10月7日)の2回の検討により、平成13年度の行政評価等の結果をもとに、平成14年度の個別外部監査のテーマ(対象候補)選定を行い、意見を提出する。

- ① 9月11日(第1回) 杉並区の平成13年度の行政評価等の概要説明
- ② 9月18日頃 外部監査対象についての意見メモ
- ③ 9月30日頃 第2回資料送付(外部監査対象候補案)
- ④ 10月7日(第2回) 外部監査対象審議、意見提出